

北広島市職員に係る懲戒処分等の公表指針（平成26年3月26日市長決裁）

1 趣旨

職員の人事管理の透明性を高め、市政への市民の信頼を確保するとともに、不祥事の防止に資するため、市長が行う懲戒処分等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条又は第29条の規定に基づく処分をいう。以下同じ。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

2 公表対象

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する懲戒処分等は、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職
- (3) 刑事事件に関し起訴された場合における休職
- (4) その他社会的影響等を勘案して公表する必要があると認める処分

3 公表内容

懲戒処分等を行ったときは、その懲戒処分等に係る次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、被処分者その他の関係者の個人情報識別されないよう、その公表の内容について配慮するものとする。

- (1) 事案の概要
- (2) 処分量定
- (3) 処分年月日
- (4) 所属、役職等の被処分者の属性に関する事項
- (5) その他懲戒処分等に関し公表する必要があると認める事項

4 公表の例外

懲戒処分等の事案に係る被害者その他の関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合その他公表することが適当でないと認める場合は、上記3に定める公表内容の一部又は全部を公表しないものとする。

5 公表時期

懲戒処分等を行った後、速やかに公表するものとする。

6 公表方法

報道機関等への資料の提供その他適当と認める方法によるものとする。

7 施行期日等

この指針は、平成26年3月26日から施行し、同日以降に市長が行った懲戒処分等について適用する。